

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

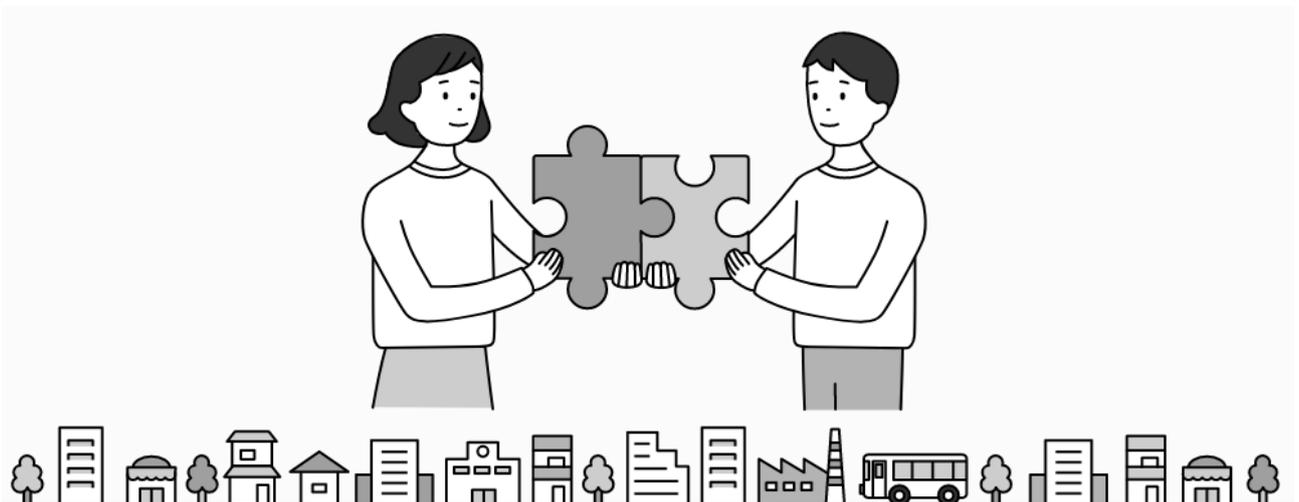
地域福祉は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活することができるまちづくりを目指す考え方であり、地域の個性を生かしながら施策を推進する必要があります。

近年、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより社会が大きく変化し、また、人々の価値観や考え方、ライフスタイルが多様化したことにより、家庭や地域でお互いに助け合う機会や、地域住民同士の交流が減少しています。

このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を将来にわたり継続していくために、互いに支え合い、それぞれの生き方を認め合いながら共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

本市では、様々な取組が行われています。地域の誰もが行くことの出来る「子ども食堂」は、子どもの食を支え、居場所づくりに寄与するとともに、地域における交流の場としての役割を果たしています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている人を助けたいという思いから生まれた、市民の寄附による食料支援や、買い物に行きにくい住民が利用できる移動販売などが実施されています。

地域の主役は生活している市民一人ひとりであり、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、事業者、地域住民との協働が不可欠です。本計画では、基本目標を「ぬくもりのある福祉のまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」とし、地域福祉を担う市、市社協、事業者そして地域住民が、互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

2. 基本方針

基本目標である「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を実現するため、市、市社協、事業者、地域住民が以下に示した3つの柱を基本方針として各種施策を推進します。

SDGs (国際社会における2030年までの開発目標) について

SDGsは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「国際社会における2030年までの開発目標」です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本市においてもこれらの目標を十分に踏まえ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



基本方針Ⅰ 安心・快適な暮らしの推進

誰もが住み慣れた地域で安心・快適な暮らしを営んでいくためには、課題に直面した際に、気軽に相談できる窓口等が設置されていることが求められるとともに、多様な福祉課題に対応できる体制が必要です。

各相談窓口において、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を行うことにより孤立を防ぎ、また、複雑化・複合化した課題を抱える場合には、世代や属性を問わず、関係する機関が連携して対応する体制を整備し運用することで、課題の解決を目指します。

また、地域において人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送るために、社会参加や自立を支援するとともに、防災・防犯対策の推進、バリアフリーの推進や権利擁護の取組を通じて、あらゆる人々が尊重される社会の実現を目指します。

関連するSDGsの目標



基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

市民一人ひとりが必要とする多種多様な福祉ニーズに対応するためには、福祉サービスを提供する各主体が連携・協働しながら、適切かつ効果的な支援を行うことが求められます。

少子高齢化が進展する中、高齢者の自主性を尊重しつつ、行政、医療・介護・福祉関係者、地域住民が連携し、必要な支援・サービスを切れ目なく提供できる仕組みである「地域包括ケアシステム^{注5}」の取組を推進します。このような仕組みは高齢者福祉の分野のみならず、社会福祉の様々な分野に共通して重要であり、福祉課題を抱えても、深刻化する前に適切な福祉サービスにつなげるなど関係機関が連携して支援する体制づくりに努めます。

また、地域において必要とされる福祉サービスの基盤整備を推進するとともに、福祉サービスの人材確保・定着の促進などを通じて福祉サービスの向上を図り、それぞれの福祉課題にあわせた適切な福祉サービスの提供が可能となる体制づくりを推進します。

関連するSDGsの目標



基本方針3:地域福祉の充実・強化

福祉のまちづくりには、地域での活動拠点の充実・強化及び様々な媒体により必要な情報が届くことが必要です。

また、地区社会福祉協議会の取組や地区のサロン活動など、これまでのつながりを活かした地縁型地域福祉活動に併せ、子ども食堂やフードドライブ^{注6}などのテーマ型地域福祉活動をさらに活性化していくことが重要です。

市内に福祉・医療系の学校が多く立地していることを活かし、連携して福祉教育を推進します。また、地域における世代間交流を通じて、次世代を担うリーダーの人材育成を図ります。

そして、本市に暮らす市民一人ひとりが、共に助け合いながら主体的に参画できる社会の実現を目指します。

関連するSDGsの目標



^{注5} 地域包括ケアシステム：18ページ参照

^{注6} フードドライブ：家庭にある食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

3. 計画の体系

本計画は基本目標及び3つの基本方針に基づき、以下の体系で施策を推進します。

ぬくもりのある福祉のまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

基本方針1 安心・快適な暮らしの推進

【基本項目】

【実施項目】

1-1 包括的相談支援体制の推進

- 1-1-1 相談窓口の充実・多機関の連携
- 1-1-2 支え合いを通じた孤立防止

1-2 地域生活の支援

- 1-2-1 自立の支援
- 1-2-2 社会参加・就労支援
- 1-2-3 生活困窮者の自立支援
- 1-2-4 防災・防犯対策の推進

1-3 市民の権利の実現

- 1-3-1 バリアフリーの推進
- 1-3-2 権利擁護体制の充実
- 1-3-3 成年後見制度の利用促進

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

【基本項目】

【実施項目】

2-1 福祉関連機関の連携推進

- 2-1-1 地域包括ケアシステムの推進
- 2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握
- 2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング

2-2 社会福祉事業の推進

- 2-2-1 福祉事業者等の振興・参入
- 2-2-2 福祉サービスの向上

基本方針3 地域福祉の充実・強化

【基本項目】

【実施項目】

3-1 地域福祉活動への参加促進

- 3-1-1 地域福祉活動の推進
- 3-1-2 福祉活動拠点の充実強化
- 3-1-3 情報提供体制の充実

3-2 地域福祉活動を担う人材育成

- 3-2-1 地域や事業所等での人材育成
- 3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出
- 3-2-3 住民福祉活動の担い手育成